

7. 廃棄物

(1) 産業廃棄物の分類

種 類		適 用
産 業 廃 棄 物	1 燃 え 殻	石炭がら、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物その他焼却残さ
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥など。
	3 廃 油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油等の廃油類、廃溶剤類、タールピッチ類など、鉱物性及び動植物性油脂に係るすべての廃油。
	4 廃 酸	廃硝酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液。
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物。
	7 紙 く ず *	建設業に係る工作物の新築、改装又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業 } に係る紙くず
	8 木 く ず *	建設業に係る工作物の新築、改装又は除去 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業 } に係る木くず
	9 織 維 く ず *	建設業に係る工作物の新築、改装又は除去 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） } に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず
	10 動植物性残渣 *	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業 } において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。
	11 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
	12 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず 等
	13 ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、陶磁器くず 等
	14 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂など。
	15 が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガの破片 等
	16 家畜のふん尿 *	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
	17 家畜の死体 *	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
	18 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの。
	19 そ の 他	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射器、廃血液等
	廃 PCB等、PCB汚染物	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBを含む廃油、PCBが封入された廃プラスチック類若しくは金属くず。
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので厚生省令で定める基準に適合しないもの。
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性吹き付け石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等
有害産業廃棄物	燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は上記19の産業廃棄物であって、有害物質について厚生省令で定める基準に適合しないもの（施設限定）	
ば い じ ん	輸入された廃棄物の焼却施設から発生したばいじん、集じん施設によって集められたもの及び輸入された廃棄物であるもの。	

(注) 1. 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。
 なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。
 気体状のもの
 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂やその他これに準ずるもの
 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したものの土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
 2. 表の種類中*印は、業種指定があるものを示す

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績(9・10年度)

ア 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	10年度	9年度	10年度	9年度	10年度	9年度	
産 業 廃 棄 物	燃 え 殻	1,450	2,713	8,776	9,455	10,226	12,168
	汚 泥	469,180	193,204	1,213,717	594,623	1,682,897	787,827
	うち建設汚泥	257,977	77,210	1,065,896	550,734	1,323,873	627,944
	廃 油	35,071	51,268	22,025	48,272	57,096	99,540
	廃 酸	3,558	2,327	1,282	900	4,840	3,227
	廃 アルカリ	8,581	11,427	124	754	8,705	12,181
	廃プラスチック類	44,625	61,447	28,074	23,857	72,699	85,304
	紙 く ず	5,233	5,472	3,025	2,222	8,258	7,694
	木 く ず	81,395	40,165	45,238	16,208	126,633	56,373
	織 維 く ず	196	930	17	395	213	1,325
	動植物残渣	6,342	4,037	2,831	1,420	9,173	5,457
	が れ き 類	2,184,799	1,748,283	223,154	200,338	2,407,953	1,948,621
	金 属 く ず	23,443	13,395	11,867	16,400	35,310	29,795
	ガラス・陶磁器くず	17,253	37,585	29,034	151,082	46,287	188,667
	鋳 さ い	28,476	28,735	119,831	4,048	148,307	32,783
	ゴ ム く ず	0	0	0	0	0	0
	ば い じ ん	0	104	0	0	0	104
小 計	2,909,602	2,201,092	1,708,995	1,069,974	4,618,597	3,271,066	
特別管理産業廃棄物	廃 油	4,295	3,786	7,795	5,638	12,090	9,424
	廃 酸	13,780	9,961	17,055	17,050	30,835	27,011
	廃 アルカリ	16,727	17,476	739	349	17,466	17,825
	感染性廃棄物	5,936	3,512	3,210	2,882	9,146	6,394
	特定有害廃棄物	54	1,203	25	103	79	1,306
	小 計	40,792	35,938	28,824	26,022	69,616	61,960
合 計	2,950,394	2,237,030	1,737,819	1,095,996	4,688,213	3,333,026	
県内・県外の割合(%)	62.9	67.1	37.1	32.9	100	100	

(注) 千葉市分を含む。

イ 最終処分

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	10年度	9年度	10年度	9年度	10年度	9年度	
産 業 廃 棄 物	燃 え 殻	42,054	38,286	1,584	1,983	43,638	40,269
	汚 泥	221,954	248,250	29,552	15,390	251,506	263,640
	うち建設汚泥	29,307	43,734	15,978	9,125	45,285	52,859
	廃プラスチック類	56,212	87,476	30,417	18,035	86,629	105,511
	木 く ず	12,954	15,333	0	0	12,954	15,333
	動植物性残渣	3,878	4,209	0	0	3,878	4,209
	ゴ ム く ず	821	1,301	1,149	2	1,970	1,303
	金 属 く ず	13,759	17,977	7,521	1,968	21,280	19,945
	ガラス・陶磁器くず	100,379	115,137	50,937	30,072	151,316	145,209
	が れ き 類	127,180	133,113	24,890	27,553	152,070	160,666
	鋳 さ い	4,152	5,160	1,125	953	5,277	6,113
	ば い じ ん	68,319	121,116	24	0	68,343	121,116
	そ の 他	1,108	691	0	0	1,108	691
	小 計	652,770	788,049	147,199	95,956	799,969	884,005
特別管理産業廃棄物(廃石綿)	391	426	12	1	403	427	
合 計	653,161	788,475	147,211	95,957	800,372	884,432	
県内・県外の割合(%)	81.6	89.2	18.4	10.8	100	100	

(注) 千葉市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(12年3月末現在)

種 別	種 類 内 容	排出事業者	処 理 業 者	合 計
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施 設	282	6(6)	228
	汚 泥 乾 燥 施 設 (機 械 乾 燥)	6	3(0)	9
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日 乾 燥)	1	2(4)	3
	汚 泥 の 焼 却 施 設	14	17(1)	31
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	10	6(6)	16
	廃 油 の 焼 却 施 設	23	18(2)	41
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	2	3(6)	5
	廃 プラスチック類の破碎施設	1	13(14)	14
	廃 プラスチック類の焼却施設	43	16(1)	59
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0(0)	0
	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい煙施設	0	0(0)	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	1(0)	2
	廃PCB等、PCBの汚染物又はPCB処理の焼却施設	0	0(0)	0
	P C B の 汚 染 物 の 洗 浄 施 設	0	0(0)	0
	木 く ず 等 の 焼 却 施 設	19	34(1)	53
	そ の 他 の 許 可 対 象 外 施 設	-	- (198)	-
	合 計		402	119(239)
最終処分場	安 定 型	2	16(1)	18
	管 理 型	8	13(0)	21
	遮 断 型	2	0(0)	2
	合 計	12	29(1)	41

- (注) 1. 千葉市域内の施設を含む。
 2. ()内は、廃棄物処理法に規定する許可対象となる規模未満の施設数。
 3. その他の許可対象外施設とは、廃棄物処理法第15条の許可対象施設以外の産業廃棄物処理施設の数。
 4. 最終処分場については、公共施設を含む。

(4) 安定型処分場の状況(12年8月末現在)

区 分		所 在 地	埋 立 面 積 (m ²)	硫 化 水 素 濃 度 (ppm)
自 社	1	佐 倉 市	8,277	0 (n = 5)
	2	八 街 市	2,800	0 (n = 5)
処 理 業	1	君 津 市	39,000	0 ~ 120ppm
	2	山 田 町	37,074	0 ~ 120ppm
	3	市 原 市	104,722	0 ~ 2ppm
	4	市 原 市	22,684	0 (n = 10)
	5	市 原 市	8,834	0 (n = 5)
	6	市 原 市	22,267	0 (n = 10)
	7	鴨 川 市	6,909	0 (n = 5)
	8	東 庄 町	24,406	0 (n = 10)
	9	山 田 町	7,196	0 (n = 5)
	10	銚 子 市	20,205	5 ~ 120ppm
	11	成 田 市	68,513	0 ~ 120ppm
	12	市 原 市	23,949	0 ~ 73ppm
	13	市 原 市	56,202	0 ~ 69ppm

備考：硫化水素測定は、0～120ppmを検出できるガス検知管を使用